

各種書類の押印等について

令和4年2月21日

申請者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム

建築基準法に基づく確認申請及び検査申請等、建築物省エネ法に基づく計画書等、住宅品確法等にかかる設計住宅性能評価申請書等、低炭素建築物技術的審査依頼書・申請書等及びフラット35（適合証明）申請書
にかかる押印の扱いについて

上記法令等に係る手続きにおいて、原則として押印は不要となりますので、告知いたします。

記

1 押印が省略できるもの

①建築基準法に基づく確認申請及び検査申請等

②建築物省エネ法に基づく計画書等

③住宅品確法等にかかる設計住宅性能評価申請書等

長期使用構造等の確認申請書等(令和4年2月20日以降)を含む

④低炭素建築物技術的審査依頼書・申請書等

⑤フラット35（適合証明）申請書等

(1) 申請者、届出者、設計者等すべて「氏名を記載」に改められておりますので、記名のみで申請できます。(記名のみで押印は不要、署名はそのまま有効)

(2) 各種申請書等は、現行の書式及び改訂後の書式ともに使用できますが、可能な限り最新の書式をご利用ください。

(3) 各種申請書、計画書及び届出書に添付する「委任状」

第三者による不正な申請等を防止するため、「委任状」は委任者による「記名・押印」または「署名(ペン書き)」が必要としていましたが、押印省略が行き渡りましたので、省略可と致します。

2 押印が省略できない可能性があるもの

消防本部への提出書類(防火対象物工事計画届)

ほとんどの消防本部が省略可能に移行しています。

あらかじめ各消防本部にご確認ください。